

立憲民主党 規約

2017年10月2日制定

第1章 総則

(名称)

第1条

1. 本党は、立憲民主党と称する。

(主たる事務所)

第2条

1. 本党の主たる事務所は、東京都に置く。

(目的)

第3条

1. 本党は、立憲民主党綱領及びそれに基づく政策の実現を図ることを目的とする。

第2章 党員等

(党員)

第4条

1. 本党の党員は、党綱領及びそれに基づく政策に賛同する18歳以上の日本国民で、
入党手続きを経た者とする。
2. 党員は、本規約及び別途定めるところにより、党の運営と活動及び政策等の決定に
参画する。
3. 党員の入党手続き、登録及び党費の納入等については、別途定める。
4. 地方自治体議員（都道府県議会又は市区町村議会の議員をいう。）の入党手続
き、登録及び党費の納入等については、別途定める。
5. 国会議員が入党しようとするときは、幹事長に申し出て、役員会の承認を得ることを要
する。

(離党)

第5条

1. 党員の離党の手続きは、別途定める。
2. 国会議員が離党しようとするときは、幹事長に申し出て、役員会の承認を得ることを要
する。

(サポーター)

第6条

1. 地域において、本党または本党所属の国会議員、地方自治体議員及びこれらの候補者等を支援する18歳以上の個人（在外邦人及び在日外国人を含む。）をサポーターとする。サポーターにかかる党の活動への参画、登録及び党費の納入等は別途定める。

第3章 議決機関

(党大会)

第7条

1. 本党の最高議決機関を党大会とする。
2. 党大会は、綱領及び規約の改正、年間活動計画、予算及び決算、その他の本規約に定める事項ならびに役員会が特に重要であるとして決した事項を、審議し決定する。
3. 党大会は、党所属国会議員及び役員会が定める基準により選定された代議員等によって構成する。
4. 党大会は、代表が招集する。
5. 代表は、毎年1回、定期党大会を招集しなければならない。
6. 代表は、役員会の承認を得て、必要に応じて臨時党大会を招集することができる。

7. 党大会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、行使された議決権の過半数をもって決する。
8. 党大会の構成及び運営等に関し必要な事項は、役員会が定める。

(役員会)

第8条

1. 本党に、次の各号に定める役割を担うため、役員会を設置する。
 1. 国会对策の執行に関する事項を審議し決定する。
 2. 党大会で決定した活動方針等に基づいて党務執行に関する方針を定め、本規約に定める事項、その他党務執行の重要事項について協議、調整し、必要に応じて役員会等の承認又は決定を求める。
 3. 重要な党の政策に関して、役員会の定める政策決定手続きに基づき、協議、調整する。
 4. その他党運営全般に関して総合調整を行う。
2. 役員会は、代表、代表代行、幹事長、政務調査会長その他代表が必要であると判断し指名した役員で構成する。ただし、審議する内容に応じて、その他必要な役職者の出席を求め、報告及び提案を受けることができる。
3. 役員会は、代表が主宰し、幹事長が運営する。

第4章 党役員及び党務機関

(代表)

第9条

1. 本党に、代表を置く。
2. 代表は、党を代表する最高責任者として、党務全般を統括する。
3. 代表の任期及び選任方法は別途定める。

(代表代行)

第10条

1. 本党に、代表代行若干名を置くことができる。
2. 代表代行は、代表を補佐し、その指示に基づき代表の職務の一部を代行して党務を遂行する。
3. 代表代行は、代表が選任する。

(副代表)

第11条

1. 本党に、副代表若干名を置くことができる。
2. 副代表は、代表を補佐し、その指示又は幹事長の要請に基づき党務を遂行する。
3. 副代表は、代表が選任する。

(幹事長)

第12条

1. 本党に、幹事長を置く。
2. 幹事長は、代表を補佐して党務執行全般を統括する。
3. 幹事長は、国会議員の中から代表が選任する。
4. 幹事長は、役員会の了解を得て、幹事長の下に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。
5. 幹事長は、必要に応じ、党役員及び役職者等の連絡及び調整のための会議を招集することができる。

(政務調査会長)

第13条

1. 本党に、政務調査会長を置き、その下に政務調査会を設置する。
2. 政務調査会長は、代表及び幹事長の下、党及び党所属国会議員の政策活動を統括する。
3. 政務調査会長は、国会議員の中から代表が選任する。
4. 政務調査会長は、役員会の了解を得て、政務調査会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

5. 政務調査会長は、役員会の了解を得て、その下に、政策活動に資するため各種法人及び諸団体と交流する活動を統括する部局を置くことができる。この場合、当該部局の活動については、幹事長の下、政務調査会長が所管する。
6. 党の政策決定手続きは、代表が発議し、役員会で定める。

第5章 特別機関

(倫理委員会)

第14条

1. 本党に、役員会の諮問機関として、倫理委員会を設置する。
2. 倫理委員長及び委員若干名は、倫理規則に基づき、党内外から役員会が決定し、代表が委嘱する。
3. 代表は、前項に定める委員長及び委員の委嘱について、幹事長に委任することができる。
4. 倫理委員会は、諮問を受けた場合のほか、自らの判断に基づいて、役員会に対し、党員の倫理遵守に関して意見を述べることができる。

(会計監査等)

第15条

1. 本党に会計監査若干名を置く。

2. 会計監査は、代表が選任し、役員会の承認を得る。会計監査は、党の経理を適宜監査するとともに、党大会に提出される決算を監査する。
3. 会計監査は、役員会の了解を得て、会計監査の職務を補助させるため外部の専門家を委嘱することができる。
4. 代表は、第2項に定める会計監査の選任について、幹事長に委任することができる。

第6章 地域組織

(総支部)

第16条

1. 党員の基本組織として、衆議院議員選挙の小選挙区を単位とする総支部を置く。
2. 前項の規定にかかわらず、小選挙区と重複立候補する者を除く比例代表選出衆議院議員及びその公認候補予定者並びに参議院議員及びその公認候補予定者の活動を支える党員組織として、総支部を設けることができる。
3. その他、総支部に係る詳細は別途定めるものとする。

(都道府県連)

第17条

1. 各都道府県に、県連（都道府県総支部連合会）を置く。
2. 県連は、当該都道府県下の総支部及び行政区支部等で構成する。

3. その他、県連に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

第7章 倫理

(倫理の遵守)

第18条

1. 党員は、政治倫理に反する行為、党の名誉及び信頼を傷つける行為ならびに本規約及び党の諸規定に違反する行為を行ってはならない。
2. 党員が前項に違反した場合、役員会が、当該党員の行為について速やかに調査を行い、その結果に基づき、別途定める規則に従って必要な執行上の措置を行う。

(倫理規則)

第19条

1. 党員の倫理の遵守、倫理委員会の設置及び党員の権利擁護等に関して必要な事項は、倫理規則で別に定める。

第8章 会計及び予算等

(党財政)

第20条

1. 本党の経費は、党費、寄附、事業収入及び政党交付金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第21条

1. 本党の会計年度は、1月1日から12月31日までとし、幹事長は、役員会の承認を得て毎年度の予算を編成し、大会の承認を得なければならない。

(決算)

第22条

1. 幹事長は、役員会の了解を得て、会計年度毎に決算報告を作成し、会計監査の監査を受けた上で、大会の承認を得なければならない。

(政治資金の透明化)

第23条

1. 本党は、政治倫理の確立を目指し、取り扱う政治資金について最大限の透明化に努めるものとする。

附則

(規約の発効)

第1条

1. 本規約は、決定と同時に発効する。

(経過措置)

第2条

1. 本規約にかかわらず、当分の間、役員会の決定に基づき、規約を改正することができる。
2. なお、当分の間、本規約に定めなき事項は、役員会において協議し、決定することができる。

倫理規則

2016年05月31日

1. 2016年5月31日 常任幹事会決定

第1章 目的

(目的)

第1条

- 本規則は、党規約第42条及び第43条の規定にもとづき、党員の倫理規範、倫理規範の違反に対する措置及び処分、ならびに倫理委員会の運営等、党員の倫理の遵守に関して必要な事項について定める。

第2章 党員の倫理の確保

(倫理規範)

第2条

- 本党に所属する党員は、次の各号に該当する行為(以下「倫理規範に反する行為」という)を行ってはならない。
 - 汚職、選挙違反及び政治資金規正法違反並びに刑事事犯等、政治倫理に反し、または党の品位を汚す行為
 - 大会、両院議員総会、常任幹事会等の重要決定に違背するなど、党議に背く行為
 - 選挙又は議会において他政党を利する行為など、党の結束を乱す行為

(倫理の確保)

第3条

1. 常任幹事会は、党員が倫理を遵守するよう努めなければならない。
2. 幹事長は、党員が倫理規範に反する行為を行ったと思われる場合、すみやかに調査を行って事実を確認し、その結果に応じて、必要な措置を行い、または処分を発議しなければならない。

(措置および処分)

第4条

1. 幹事長は、党員が倫理規範に反する行為を行ったと判断した場合、常任幹事会の承認を得て、以下の各号に掲げる執行上の措置を行うことができる。
 - 一 幹事長名による注意
 - 二 常任幹事会名による嚴重注意
 - 三 党の役職の一定期間内の停止または解任
 - 四 党公認または推薦等の取り消し(衆議院議員選挙または参議院議員選挙の比例名簿からの登録抹消を含む)
 - 五 公職の辞任勧告
2. 常任幹事会は、党員の倫理規範に反する行為が、党の綱領基本理念、規約等に反し、本党の運営に著しい悪影響をおよぼすと判断した場合、幹事長の発議に基づき、以下の各号に掲げる処分を行うことができる。
 - 一 党員資格の停止
 - 二 離党の勧告
 - 三 除籍
3. 前二項の措置及び処分は、重ねて行うことができる。

(支部の解散等)

第5条

1. 常任幹事会は、本部が設置承認した支部(都道府県総支部連合会(以下「県連」という)及び総支部等)または当該支部の代表者等が、政治資金規正法及び政党

助成法並びに公職選挙法等の法令に違反し、または著しく不適切な支部運営を行ったと認められた場合には、組織委員長の発議に基づき、支部の解散または当該支部の代表者等の変更等を指示することができる。

2. 常任幹事会は、支部又は支部代表者が、前項の指示に従わない場合、その決定に基づき、政治資金規正法及び政党助成法の規定に従って、本部において、当該支部の政党支部としての届出を抹消し、かつ都道府県選挙管理委員会に対する政治団体たる支部の解散手続きを代行することができる。

第3章 倫理の確保に関する手続

(常任幹事会の手続)

第6条

1. 常任幹事会は、倫理規範に反する行為に関して、第4条第2項に定める処分を行おうとする場合は、倫理委員会の意見を聴かななければならない。ただし、党の信用保持にとって緊急の場合には、処分を行った後に倫理委員会の意見を聴くことができる。
2. 常任幹事会は、倫理規範に反する行為に関して、第4条第1項に定める措置を承認するにあたって、特に必要と判断する場合、倫理委員会の意見を求めることができる。
3. 幹事長は、倫理規範に反する行為に関する措置又は処分を決定し、または発議する場合、調査に基づいて事実を確認して公正な判断を行うとともに、措置又は処分の対象となる党員の弁明を聴取する機会を確保するなど、その権利の擁護に配慮しなければならない。
4. 幹事長は、前項にかかわる調査を倫理委員会に委任することができる。
5. 幹事長は、党員に対する措置又は処分が決定された場合、すみやかに当該党員に通知しなければならない。

(倫理委員会の手続)

第7条

1. 倫理委員会は、常任幹事会から、倫理規範に反する行為にかかる処分又は措置に関して意見を求められたときは、すみやかに審議を行い、意見を述べなければならない。
2. 倫理委員会は、意見を求められた事案に関し、自ら関係者の意見を聴取するなど事実の調査を行い、中立かつ公正な判断を行わなければならない。

3. 倫理委員会は、意見を求められた事案に関し、必要に応じて、本部の諸機関及び役員、役職者等、県連、総支部並びに党員に対して、調査への協力を要請し、また意見を求めることができる。

(措置または処分の請求)

第8条

1. 党員は、所属する県連の執行機関の議決を経て当該県連名で、幹事長又は倫理委員会に対し、国会議員、国政選挙の候補者である党員、または国会議員の経歴を有する党員にかかる倫理審査を請求することができる。
2. 前項の請求党員が国会議員である場合は、所属する県連の執行機関の議を経ることなく、幹事長又は倫理委員会に審査を請求することができる。
3. 前2項の請求は、倫理規範に反する行為が行われた事実を明示した書面をもって行わなければならない。
4. 一の事案に関する倫理審査の請求は、重ねて行うことはできない。

(不服の申立)

第9条

1. 措置又は処分を受けた党員又は党員であった者は、常任幹事会に対して、不服の申立を行うことができる。
2. 前項の不服申立は、措置又は処分の通知が行われた後1週間以内に、不服の論拠を記した書面をもって行わなければならない。
3. 常任幹事会は、不服申立に対して審査を行い、書面で回答しなければならない。
4. 処分にかかる不服の申立を受けたときは、倫理委員会の意見を聴かなければならず、措置にかかる不服の申立を受けたときは、倫理委員会の意見を求めることができる。
5. 倫理委員会は、常任幹事会から不服の申立に関する意見を求められたときは、すみやかに審議し、意見を述べなければならない。
6. 不服申立は、重ねて行うことはできない。

第4章 倫理委員会の運営

(倫理委員会の組織)

第10条

1. 党規約第34条に基づいて設置される倫理委員会(以下「委員会」という)は、倫理委員長(以下「委員長」という)を補佐するため、倫理委員(以下「委員」という)の互選で副委員長を選任することができる。

(倫理委員会の運営)

第11条

1. 委員会は、委員長がこれを招集する。
2. 委員長は、常任幹事会から意見を求められたとき、過半数の委員から請求があったとき、および本規則第8条による倫理委員会に対する倫理審査の請求があったときには、委員会を招集しなければならない。
3. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議案は出席委員の過半数によって決する。議案に対する賛否同数の場合は、委員長が決する。

(倫理委員会細則)

第12条

1. 委員会は、党規約および本規則の範囲内で、党員の倫理の確保および倫理委員会の運営等について、倫理委員会細則を定めることができる。

(倫理委員会事務局)

第13条

1. 倫理委員会は、その職務を遂行するため、幹事長の承認を得て、党本部事務局のうちから倫理委員会事務局を任命することができる。

(秘密の保持)

第14条

1. 倫理委員および事務局員は、倫理審査に伴い知り得た情報を漏洩してはならない。

第5章 県連における倫理の確保および手続

(県連における倫理の確保)

第15条

1. 国会議員、国政選挙の候補者、および国会議員の経験を有し幹事長が特に党本部が取り扱うべきと判断する以外の党員の倫理の確保については、党規約の定めにしたがい、幹事長及び常任幹事会の有する権限は県連の執行機関が有するものとし、常任幹事会が行うべき事項は県連の執行機関が行い、倫理委員会が行うべき事項は県連倫理委員会が行うものとする。
2. 党員は、所属総支部の執行機関の議決を経て総支部名で、所属県連に対して県連に所属する党員の倫理審査を請求し、また前項に関する手続について意見を述べるができる。
3. 常任幹事会は、特に必要と判断する場合、第1項にかかわらず、第1項に規定する党員について、県連に倫理審査を勧告し、または本規則第4条に定める措置又は処分を行うよう指示することができる。
4. 常任幹事会は、特に必要であると判断する場合、県連執行機関が行った党員に対する措置又は処分に対して、再審査を勧告することができる。

(県連倫理委員会の設置等)

第16条

1. 前条の手続を行うため、県連に倫理委員会を設置するものとし、その運営は党規約及び本規則に基づく倫理委員会の運営に準じて県連で定める。
2. 本章に定める以外の県連が行う党員の倫理確保に関する手続に関しては、本規則の規定を準じて県連で定める。

附則

第1条

1. 本規則は、常任幹事会の決定をもって改正することができる。

第2条

1. 本規則は、常任幹事会の決定と同時に発効する。

組織規則

2016年04月05日

1. 2016年4月5日 第2回常任幹事会決定

第1章 総則

(目的)

第1条

- 本規則は、党员及びサポーター並びに地域組織に関して、民進党規約により委任を受けた事項および民進党規約を実施するために必要な事項を定める。

第2章 党员等

第1節 党员に関する事項

(入党)

第2条

- 党员は、一般党员、地方自治体議員党员、国会議員党员とする。
- 一般党员になろうとする者は、所定の入党申込書に必要事項を記入し、定められた党費を添えて、いずれかの総支部に入党の申込みをする。資格期限は申込み手続きが完了した日から翌年の本部登録までとする。
- 前項の場合において、所属すべき総支部が解散した場合には、本人の希望により、当該総支部の解散から翌年の本部登録まで、都道府県総支部連合会(以下「県連」という)所属として党员の資格が継続されるものとする。この場合、本規則の適用について、当該県連は一の総支部と見なす。
- 地方自治体議員党员になろうとする者は、自身の選挙区を管轄する県連に入党申込みを行い、当該県連の承認を得なければならない。
- 当該県連は入党を承認した地方自治体議員党员について、速やかに当該総支部に通知するとともに本部に報告しなければならない。

(機関紙の購読)

第3条

1. 党員は、本党の機関紙を定期購読するものとする。

(党費の納入)

第4条

1. 党員は、総支部又は県連が定めた党費を納入する。党費は、機関紙の購読料を含めて年額6,000円を原則とし、当分の間、県連等の決定により増額することができる。党費のうち少なくとも1,000円は、総支部の収入として計上しなければならない。

(本部登録)

第5条

1. 総支部は、一般党員名簿を作成し、一般党員1人につき本部登録料1,000円を含む県連が定める金額を添えて、毎年県連の定める日までに県連に提出しなければならない。提出された名簿に関しては、所属総支部の意見を聞いた上で、当該県連においてその取扱いについて定める。
2. 県連は、県連所属の総支部から提出された一般党員名簿、県連で作成した地方自治体議員党員名簿及び国会議員党員名簿、ならびに本部登録料1,000円を党員の種別ごとに取りまとめて、毎年常任幹事会の定める日(以下「定時登録日」という)までに、党本部(以下「本部」という)に提出する。
3. 一般党員名簿には、党員の所属総支部、氏名、ふりがな、郵便番号、住所、性別、生年月日を、地方自治体議員党員および国会議員党員名簿には一般党員名簿に記載する事項の他、所属議会を記載する。また一般党員名簿、地方自治体議員党員名簿、国会議員党員名簿(以下「全党員名簿」という)には、可能であれば連絡先電話番号及びメールアドレスを記載する。
4. 取りまとめた本部登録料の提出は、全党員名簿の人数に1人あたりの本部登録料を乗じて得た金額を本部の指定する銀行口座に振込むとともに、当該振込みを証する書面の写しを全党員名簿とともに本部に送付する方法で行う。
5. 定時登録日は、原則毎年5月末日とし、特別の事情のある場合においては常任幹事会が別途定めた日とする。
6. 全党員名簿および本部登録料を本部が受領した時点において、党員の本部登録が行われたものとする。ただし、名簿の記載に誤り等がある場合、本部はその旨を県連に通知し、是正を要請する。

7. 党員の本部登録に基づく資格は、当該党員が本部登録された年の翌年に本部登録が行われる時点まで有効とする。
8. 本部登録された全党員名簿は原則として非公開とし、代表選挙に利用する場合および常任幹事会が承認した目的に利用する場合以外に用いることができない。ただし、常任幹事会の指定した者が、定時登録日の登録に関して本部登録名簿を検査し修正等を行う場合を除く。

(離党)

第6条

1. 一般党員は、理由書を添えて所属総支部に届出ることにより、離党することができる。
2. 総支部は、本部登録された一般党員の離党届を受理した場合、文書をもって県連に報告するものとする。
3. 地方自治体議員党員が離党しようとするときは、理由書を添えて県連に届け出、当該県連の承認を得なければならない。
4. 県連は、離党した一般党員と地方自治体議員党員の名簿を取りまとめて、本部に報告しなければならない。
5. 県連は、任期満了に伴う代表選挙の行われる年において、本部の代表選挙管理委員会(以下「本部選管」という)の指定する日までに、離党した一般党員と地方自治体議員党員の名簿を取りまとめて、本部に報告しなければならない。

第2節 サポーターに関する事項

(登録)

第7条

1. サポーターになろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、定められた会費を添えて、いずれかの総支部に登録の申込みをする。会費は、年額2,000円とする。なお、会費のうち1,000円は、総支部の収入として計上しなければならない。資格期限は申込み手続きが完了した日から翌年の本部登録までとする。
2. 前項の場合において、所属すべき総支部が解散したときには、本人の希望により、資格期限が切れるまでの間に限り、県連所属としてサポーターの資格が継続されるものとする。この場合、本規則の適用について、当該県連は一の総支部と見なす。

(本部登録)

第8条

1. 総支部は、サポーター名簿を作成し、サポーター1人につき本部登録料1,000円を添えて、毎年県連の定める日までに県連に提出しなければならない。提出された名簿に関しては、所属総支部の意見を聞いた上で、当該県連においてその取扱いについて定める。
2. 県連は、県連所属の総支部から提出されたサポーター名簿および本部登録料を取りまとめて、定時登録日までに、本部に提出する。
3. サポーター名簿には、サポーターの所属総支部、氏名、ふりがな、郵便番号、住所、性別、生年月日、日本国民であるか否かのチェックを記載する。また可能であれば連絡先電話番号及びメールアドレスを記載する。
4. 取りまとめた本部登録料の提出は、サポーター名簿の人数に1人あたりの本部登録料を乗じて得た金額を本部の指定する銀行口座に振込むとともに、当該振込みを証する書面の写しをサポーター名簿とともに本部に送付する方法で行う。
5. 定時登録日は、毎年5月末日とし、特別の事情のある場合においては常任幹事会が別途定めた日とする。
6. サポーター名簿および本部登録料を本部が受領した時点において、サポーターの本部登録が行われたものとする。ただし、名簿の記載に誤り等がある場合、本部はその旨を県連に通知し、是正を要請する。
7. サポーターの本部登録による資格は、前条の規定にかかわらず、当該サポーターが本部登録された年の翌年に本部登録が行われる時点まで有効とする。
8. 本部登録されたサポーター名簿は原則として非公開とし、代表選挙に利用する場合および常任幹事会が承認した目的に利用する場合以外に用いることができない。ただし、常任幹事会の指定した者が、定時登録日の登録に関して、本部登録名簿を検査し修正等を行う場合を除く。

(登録の解除)

第9条

1. サポーターは、文書で所属総支部に届出ることにより、サポーター登録を解除することができる。
2. 総支部は、本部登録されたサポーターの登録解除の届出を受理した場合、文書をもって県連に報告するものとする。
3. 県連は、前項の報告を受けた場合、登録解除したサポーターの名簿を取りまとめて、速やかに本部に報告しなければならない。

4. 県連は、任期満了に伴う代表選挙の行われる年において、本部の選管の指定する日までに、登録解除したサポーターの名簿を取りまとめて、本部に報告しなければならない。

第3章 地域組織

(地域組織の設立等)

第10条

1. 県連(都道府県総支部連合会)、総支部、及び行政区支部を設立又は解散する場合には、事前に本部に通知し、党規約および組織規則に定める手続きを経なければならない。
2. 総支部、行政区支部が、その代表者を選任および異動する場合、事前に本部に通知し、党規約および組織規則に定める手続きを経なければならない。
3. 常任幹事会が規約第39条第3項に該当すると判断した場合、幹事長は、その決定にもとづいて当該支部等の解散の勧告、解散の決定、解散手続きの代行等を行うことができる。
4. 幹事長は、前項の事務の一部を、県連に委任することができる。

(総支部)

第11条

1. 衆議院議員選挙の小選挙区を活動区域とする総支部の名称は、原則として「民進党○○第□区総支部」とする。○○の部分には当該都道府県名、□の部分には当該小選挙区の数字が、それぞれ記載されるものとする。
2. 衆議院議員選挙の比例代表選出議員又はその公認候補予定者(いずれも小選挙区との重複立候補者を除く)を代表者とする総支部の名称は、「民進党衆議院○○ブロック比例区第△総支部」とする。○○の部分には当該ブロック名、△の部分には党内で定めた数字が、それぞれ記載されるものとする。
3. 参議院議員選挙の選挙区選出議員又はその公認候補予定者を代表者とする総支部の名称は、「民進党○○参議院選挙区第△総支部」とする。○○の部分には当該都道府県名、△の部分には党内で定めた数字が、それぞれ記載されるものとする。
4. 参議院議員選挙の比例代表選出議員又はその公認候補予定者を代表者とする総支部の名称は、「民進党参議院比例区第△総支部」とする。△の部分には党内で定めた数字が記載されるものとする。

5. 総支部は、党規約および組織規則に準じて規約等を定め、年1回以上、総支部大会を開催するなど適正な組織運営を行わなければならない。
6. 総支部は、本部の定めに基づき会計の外部監査を受け、適正な財政運営を行わなければならない。

(総支部長)

第12条

1. 総支部の代表者(以下「総支部長」という)は、原則として当該総支部を基盤として国政選挙に臨む党所属国会議員又はその公認候補予定者が務めることとする。その任期は、当該国政選挙が行われた後に常任幹事会が定める期日とする。
2. 総支部長が当該国政選挙において議席を得た場合には、その任期は、次期国政選挙が行われた後に常任幹事会が定める期日まで延長される。
3. 国政選挙の結果、議席を得ることができなかった衆議院小選挙区総支部長は規約36条第4項及び第5項に基づき、県連が新たな暫定総支部長を選任しない場合、総支部の解散を行わなければならない。
4. 国政選挙の結果、議席を得ることができなかった衆議院比例代表総支部長、参議院選挙区総支部長および参議院比例区総支部長は、規約36条第4項に基づきすみやかに総支部を解散しなければならない。
5. 総支部長は、総支部長の異動または総支部の解散を行う場合、当該総支部所属の党员及びサポーターの帰属、ならびに総支部会計及び届出等について、組織委員長及び県連の指示に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(小選挙区総支部の暫定総支部長)

第13条

1. 衆議院小選挙区総支部において、総支部長が落選、離党、除籍等によりその資格を喪失した場合、当該県連は、党規約および組織規則の定める手続きを経て、暫定総支部長を選任する。
2. 衆議院小選挙区総支部が解散された場合、当該県連は、党規約および組織規則の定める手続きを経て、暫定総支部長を代表者とする総支部を設立する。
3. 前2項の場合、当該県連は、当該暫定総支部に総支部長代行を置くことができる。
4. 衆議院小選挙区総支部の暫定総支部長は、原則として当該県連の代表者または当該県連所属の国会議員とする。

5. 当該暫定総支部の地域を基盤として国政選挙に臨む衆議院議員又は同公認候補予定者が決定した場合、暫定総支部長及び総支部長代行の任期は終了する。

(都道府県連)

第14条

1. 県連の名称は、「民進党○○○総支部連合会」とする。○○の部分には都道府県名が記載されるものとする。
2. 県連は、党規約および組織規則に準じて規約等を定め、年1回以上県連大会を開催し、年4回以上県連党務執行のため県連規則に定められた機関の会議を開催するなど、適正な組織運営を行わなければならない。
3. 県連は、本部の定めに基づき会計の外部監査を受け、適正な財政運営を行わなければならない。

(比例区総支部の県連所属)

第15条

1. 衆議院の比例代表選出議員又は同公認候補予定者(いずれも小選挙区との重複立候補者を除く)、参議院の比例代表選出議員又は同公認候補予定者を総支部長とする総支部は、組織委員長の承諾を得て、いずれかの県連に所属しなければならない。
2. 所属する県連を決定する場合、当該総支部長は、事前に組織委員長及び当該県連と協議するものとする。
3. 前項の所属が決定した場合、当該県連は、その旨を本部に報告しなければならない。

(支部証明書の発行)

第16条

1. 県連、総支部及び行政区支部の設立又は名称変更に関する支部証明書は、所定の様式による当該県連又は総支部の申請がなされ、規約第39条1項に基づき、執行役員会の了解を得て組織委員長が承認した場合に本部が発行する。
2. 県連、総支部及び行政区支部の主たる事務所の所在地の異動に関する支部証明書は、所定の様式による当該県連又は総支部の申請に基づき、本部が発行する。

(選管届出の報告等)

第17条

1. 県連、総支部及び行政区支部は、その設立、異動、解散を都道府県選挙管理委員会(以下「県選管」という)に届出た場合、すみやかに当該選管の受領印のある届出書を本部の担当部局にファックス送信することによって、報告しなければならない。
2. 本部より支部政党交付金の交付を受けた県連及び総支部は、当該交付を受けた年(解散の場合は解散日までの期間)について作成した使途等報告書を、本部および県選管に提出するのに先立って、本部の担当部局の事前点検を受けなければならない。

(行政区支部)

第18条

1. 行政区(自治体としての市区町村および政令市の区をいう)を活動区域とする行政区支部は総支部の承認に基づき、当該行政区において一つに限り設立することができる(以下、「地域型行政区支部」という)。
2. 地域型行政区支部の代表者は、党籍を有する地方自治体議員が務める。地域型行政区支部の代表者がその資格を失った場合は、すみやかに行政区支部の解散または行政区支部代表者の異動を行わなければならない。
3. 地域型行政区支部の名称は、「○○道(府県)○○市(町村)支部」とし、○○の部分には当該自治体名が記載されるものとする。なお、東京都の特別区内における名称は「東京都○○区支部」、政令市における名称は「○○市○○区支部」とする。
4. 行政区支部の複数設置が党勢拡大に寄与すると特に判断される場合、都道府県議会議員又は政令市議会議員の選挙区を単位とする行政区支部を、一人につき一つのみ設立することができる(以下、「地方自治体議員型行政区支部」という)。
5. 地方自治体議員型行政区支部の代表者は、党籍を有する都道府県議会議員又は政令市議会議員が務める。地方自治体議員型行政区支部の代表者がその資格を失った場合は、すみやかに行政区支部の解散または行政区支部代表者の異動を行わなければならない。
6. 地方自治体議員型行政区支部の名称は、「○○都(道府県又は市区)第△行政区支部」とし、○○の部分には当該自治体名が記載され、△の部分には数字が記載されるものとする。
7. 資格を失った、地域型行政区支部または地方自治体議員型行政区支部の代表者のうち、都道府県議会議員または政令市議会議員であった者が、常任幹事会

において都道府県議会議員・政令市議会議員選挙の公認・推薦候補として決定した場合、地方自治体議員型行政区支部の代表者となることができる。

8. 行政区支部を設立しようとするときは、申請書、確認書および当該行政区支部代表者の誓約書を添付し、県連を通じて本部に申請を行うものとする。
9. 行政区支部は、党規約および組織規則に準じて規約等を定め、年1回以上行政区支部大会を開催するなど適正な組織運営を行わなければならない。
10. 行政区支部は、本部の定めに基づき会計の外部監査を受け、適正な財政運営を行わなければならない。
11. 支部証明および選管届出の報告等にかかる総支部に関する本規則の定めは、行政区支部に準用する。
12. 行政区支部を設置した県連は、行政区支部の管理のために必要な体制を整備しなければならない。行政区支部の本部への申請および報告等の事務手続きは、すべて県連を通じて行うものとする。

(ブロック協議会)

第19条

1. 規約第40条に基づき、広域的な地域活動の展開と当該地域における国会議員等の交流促進のため、衆議院比例ブロックを単位とするブロック協議会を設置する。
2. ブロック協議会に、当該ブロック内の各都道府県連に所属する国会議員によって構成される国会議員団会議、および当該ブロック内の各府県連代表者によって構成されるブロック県連代表者会議を置く。
3. ブロック協議会は、ブロック国会議員団会議において、議長その他必要な役員を互選し、連絡調整の役割を担う幹事県連を定める。
4. ブロック協議会は、必要に応じて、県連幹事長会議、県連選対責任者会議、県連政策責任者会議等を開催することができる。

(ブロック選出常任幹事)

第20条

1. ブロック国会議員団会議は、規約第9条第4項に基づき定められた基準にもとづき、常任幹事(ブロック常任幹事と言う。)を互選する。ブロック常任幹事は、ブロック国会議員団会議の決定により、いつでも変更することができる。
2. 代表、代表代行、幹事長、政務調査会長、選挙対策委員長、国会対策委員長、組織委員長、参議院役員及び常任幹事会議長は、ブロック常任幹事を兼ねることができない。

3. ブロック常任幹事を決定又は変更しようとするときは、幹事長に申し出て、執行役員会の確認を受けるものとする。
4. ブロック常任幹事は、当該ブロックに所属する国会議員及び県連の意見を常任幹事会に適切に届け、常任幹事会の決定等をこれらのものに適切に周知するよう努めるものとする。

附則

(規則の所管)

第1条

1. 本規則にかかる本部における事務は、組織委員会が担当する。

(施行日)

第2条

1. 本規則は、決定と同時に施行する。

(経過措置)

第3条

1. 規約附則2条第1項に基づき、公認候補予定者でない者を総支部長とする総支部が設置され、または県連に所属せず党本部が直轄する総支部が設置された場合、当該総支部に関して、本規則を準用するものとし、準用について疑義がある場合は、執行役員会の了解を得て幹事長が定める。

代表選挙規則

2016年05月31日

1. 2016年05月31日 常任幹事会決定

第1章 総則

(目的)

第1条

- この規則は、民進党規約第12条第10項及び第11項にもとづき、民進党代表の選挙に関して、必要な事項を定める。

(代表選管)

第2条

- 代表選挙に関する事務全般を管理するため、党規約第33条にもとづき、党本部に代表選挙管理委員会(以下「代表選管」という)を置く。
- 代表選管は、任期3年間の委員7人以内によって構成する。
- 代表選挙管理委員長及び委員若干名は、国会議員の中から常任幹事会が選任する。
- 代表選管委員は、代表選挙規則にもとづき、公正中立な立場で職務を行い、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。
- 代表選管委員は、第7条第2項に定める代表選挙の候補者(以下「代表候補者」という)の推薦人になることはできず、いずれの代表候補者の支援活動も行うことができない。
- 代表選管は、必要に応じて代表選管規程を定め、党本部事務局員のうちから事務局を任命する。

(地方選管)

第3条

1. 代表選挙に関する都道府県段階の事務を管理するため、都道府県総支部連合会(以下「県連」という)に常設の機関として地方代表選挙管理委員会(以下「地方選管」という)を置く。
2. 地方選管は、県連執行機関が議決により選出した委員3人以上によって構成し、地方選管委員長は委員の互選によって決定する。
3. 県連は、地方選管の委員数、任期、その他運営に必要な事項を定める。
4. 地方選管は、代表選挙規則および代表選管規程の定めるところに従い、県連における選挙事務を執り行う。
5. 地方選管は、代表選挙に関して、代表選挙規則、代表選管規程および代表選管の指示に従うものとし、必要に応じて地方選管規程を定めることができる。
6. 地方選管委員は、公正中立な立場で職務を行い、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。
7. 地方選管委員は、第7条第2項に定める代表候補者の推薦人になることはできず、いずれの代表候補者の支援活動も行うことができない。
8. 県連は、地方選管の構成等に異動があった場合には、速やかに代表選管に報告する。

第2章 任期満了選挙の有権者

(有権者)

第4条

1. 代表の任期満了に伴う代表選挙(以下、「任期満了選挙」という)の有権者は、次の各号に定める者とする。
 - 一 党員およびサポーター
 - 二 党籍を有する地方自治体議員(以下「地方自治体議員」という)
 - 三 国政選挙の公認候補予定者(内定者を含む、以下同じ)
 - 四 党所属国会議員(以下「国会議員」という)
2. 前項第一号に定める党員およびサポーターとは、代表の任期が満了する年の定時登録において党本部に登録された日本国民をいう。
3. 第1項第二号に定める地方自治体議員とは、告示日の7日前までに党籍を有している者をいう。

4. 第1項第三号に定める公認候補予定者とは、告示日の7日前までに常任幹事会で決定または承認された者をいう。
5. 第1項第四号に定める国会議員とは、告示日の7日前までに政党助成法の届出において本党に所属している者をいう。
6. 決選投票を行う場合の有権者は、第16条に定める。

(有権者名簿への登録)

第5条

1. 前条に定める代表選挙の有権者は、代表選管によって有権者名簿に登録されることにより、代表選挙の投票を行うことができる。
2. 代表選管は、告示日の7日前までに、本規則および組織規則に定める要件を満たした党员およびサポーターを住所地の存在する都道府県ごとに、有権者名簿に登録する。
3. 代表選管は、党员およびサポーターとして登録された者の名簿からその者の住所地が存在する都道府県ごとの名簿(以下「都道府県居住党员・サポーター名簿」という)を作成し、同名簿を地方選管に提示する。
4. 地方選管は、所属総支部の協力を得て、代表選管より提示された都道府県居住党员・サポーター名簿の記載内容について点検を行い、異議のある有権者名および異議の内容を文書により明示して、代表選管に対する異議の申立てを行うことができる。
5. 前項の都道府県居住党员・サポーター名簿の点検に携わることができる者は、地方選管のほか、総支部代表者および総支部役員のうち地方選管の認めた者に限り、これらの者は守秘義務を負う。
6. 代表選管は、党本部に定時登録された党员およびサポーターを有権者名簿に登録するにあたり、日本国民以外のサポーターを除外するとともに、公正な立場から、名寄せによる登録者の重複の排除、住所地確認による架空住所地あるいは法人・団体事務所気付住所登録者の排除・是正等を厳正に行う。
7. 代表選管は、代表の任期が満了する年に党本部に定時登録された地方自治体議員およびその後地方自治体議員になった者を地方選管からの申請にもとづき、告示日の7日前までに有権者名簿に登録する。ただし、定時登録後に地方自治体議員となった者は、県連を経由して党本部に登録料1,000円を納付しなければならない。
8. 代表選管は、告示日の7日前までに、公認候補予定者および国会議員を有権者名簿に登録する。これらの有権者の登録料の納付については、前項に準ずる。
9. 地方自治体議員、公認候補予定者および国会議員は、党员およびサポーターの有権者名簿には登録されず、党员としての投票権は有しない。

第3章 任期満了選挙の日程

(選挙期日および告示日)

第6条

1. 代表の任期満了による代表選挙は、任期の終わる日の前30日以内に行う。
2. 任期満了選挙の期日および日程(以下、「選挙日程」という)は、常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得る。
3. 任期満了選挙の選挙運動期間は、告示日および投票日を含め14日以内とする。
4. 常任幹事会は、政治情勢等に係りとくに必要があると判断する場合、両院議員総会の承認の下に、選挙日程について、第1項と異なる決定をすることができる。

第4章 代表候補者

(代表候補者)

第7条

1. 代表候補者となることができる者は、所属国会議員とする。
2. 代表候補者は、代表選挙の告示日に、代表選管委員及び地方選管委員を除く20人以上、25人以内の国会議員の推薦状を添えて、代表選管に届け出ることを要する。
3. 代表選管は、代表候補者が届け出た場合には、すみやかに地方選管に通知し、公告する。

(政見)

第8条

1. 代表候補者は、国政に関する政策および党運営に関する方針など、政見を明らかにし、第6章において定める方法によって有権者に知らせることとする。

(代表候補者に対する措置)

第9条

1. 代表候補者が立候補の要件を欠いた場合には、代表選管は立候補の届出を取消することができる。

2. 代表候補者が第6章の規定に違反した場合その他代表候補者としてふさわしくない行為を行った場合には、代表選管は常任幹事会に諮り、必要な措置について両院議員総会に申請することができる。

第5章 投票、開票および当選者の決定

(投票)

第10条

1. 代表選挙は、代表候補者に対する有権者の投票により行う。
2. 投票の結果、各代表候補者が獲得する各有権者の種類ごとに定められたポイントの総数の多少によって、当選者を決定する。
3. 代表候補者が1名である場合には、臨時党大会または両院議員総会における承認をもって選挙に代える。

(党员・サポーター投票)

第11条

1. 党员およびサポーターは、所属する総支部にかかわらず、住所地の存在する都道府県を単位として郵便投票を行い、各代表候補者の得票数に応じて当該都道府県に配分されたポイント(以下、「県別ポイント」という)をドント方式によって配分する。
2. 党员およびサポーターの投票において全都道府県に基礎的に配分されるポイント総数(以下、「党员・サポーター基礎配分ポイント」という)は、第4条第1項4号に定める党所属国会議員総数の2倍の数と、第4条第1項3号に定める国政選挙の公認候補予定者総数との和の数の2分の1とする。ただし、小数点以下は切上げることとする。
3. 県別ポイントは、当該都道府県有権者数を全国有権者数で割った商と、当該都道府県の党员・サポーター数を全国の党员・サポーター総数で割った商を足した数値に、前項で定める「党员・サポーター基礎配分ポイント」を乗じた積の2分の1とする。但し、小数点以下は切上げることとし、その合計を党员・サポーターポイントの総数とする。
4. 代表選管は、告示日の7日前までに、党员・サポーターポイントを確認し、公告する。
5. 郵便投票の具体的な方法については、代表選管の定めるところによる。

(地方自治体議員投票)

第 12 条

1. 地方自治体議員は、全国を単位として郵便投票を行い、各代表候補者の得票数に応じて地方自治体議員に配分されたポイントをドント方式によって配分する。
2. 地方自治体議員の投票に配分されるポイントは、第 4 条第 1 項 4 号に定める党所属国会議員総数の2倍の数と、第 4 条第 1 項 3 号に定める国政選挙の公認候補予定者総数との和の数の2分の1とする。ただし、小数点以下は切り上げることとする。
3. 郵便投票の具体的な方法については、代表選管の定めるところによる。

(公認候補予定者および国会議員投票)

第 13 条

1. 公認候補予定者は、臨時党大会において一括して投票を行い、各代表候補者に得票数と同数のポイントを配分する。
2. 国会議員は、臨時党大会において一括して投票を行い、各代表候補者に得票数の2倍のポイントを配分する。
3. 公認候補予定者および国会議員の投票は、臨時党大会における無記名投票とし、いかなる場合においても代理投票は認めない。ただし、代表選管が特段の事由があると認める場合には、代表選管の指定する日時および会場において、不在者投票を行うことができる。

(投票の秘密)

第 14 条

1. 代表選管および地方選管は、投票および開票にあたって、有権者の投票の秘密が守られるよう、最大限の配慮をしなければならない。

(開票)

第 15 条

1. 代表選挙の開票は、代表選管の監督の下に行う。
2. 代表選管は、有権者の種別ごとに開票結果および代表候補者の得たポイントを確定する。その際、党员およびサポーター投票については、都道府県ごとに代表候補者の得た票数およびポイントを確定する。
3. 代表選管は、郵便投票の締切後において、第 2 項のポイントの確定に先立ち、予め開票日前に予備開票を行うことができる。

4. 公認候補予定者および国会議員の直接投票は、郵便投票の開票結果を臨時党大会に報告した後に行う。
5. 代表選管は、代表候補者が得た有権者の種別ごとの確定したポイントを合計し、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者を当選者と決定し、臨時党大会に報告する。その際、第2項の票数およびポイントの確定について、あわせて報告するものとする。
6. 第2項および第4項ならびに第16条の投票に係る開票について、代表候補者は代表選管の定めるところにより、開票立会人となるべき者を届け出ることができる。

(決選投票)

第16条

1. 代表候補者が3名以上立候補している場合であって、開票の結果、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者がいない場合には、代表選管はその旨を臨時党大会に報告し、臨時党大会において獲得ポイントの上位2者に対する決選投票を行い、当選者を決定する。
2. 前項の決選投票による当選者は、ポイント数が多数であった候補者とする。
3. 決選投票は、国会議員および公認候補予定者による直接投票で行い、国会議員の投票は各2ポイントに換算する。

(任期満了選挙実施のための臨時党大会)

第17条

1. 任期満了選挙実施のための臨時党大会は、常任幹事会の決定により招集する。
2. 前項の臨時党大会は、国会議員、公認候補予定者および県連代議員各1名によって構成する。
3. 臨時党大会における代表選挙以外の案件の議決は、多数決による。

第6章 選挙運動

(代表候補者の選挙運動)

第18条

1. 代表選挙の選挙運動期間は、告示日よりすべての投票が終了するまでとする。
2. 選挙運動は、代表選管規程で定めるものを除き、原則として、自由とする。

3. 代表候補者および選挙運動に従事する者は、代表選挙に関して買収および供応、代表候補者の名誉を傷つける行為、倫理規則第2条に反する行為を行ってはならない。
4. 代表選管は、前項の行為が行われたと判断した場合には、その事実を公表し、および当該行為の中止勧告等を行うものとする。

(代表選管による党営選挙等)

第19条

1. 代表選管は、代表選管規程で定めるところにより、選挙公報の発行、立会演説会の開催など、党営選挙運動の機会を提供することができる。
2. 代表選管は、報道機関等が開催する共同記者会見、その他の企画について、代表候補者の出席を要請することができる。また、代表選管は各代表候補者の要請にもとづき各代表候補者の報道機関への対応等について調整できる。
3. 代表選管は、告示後の選挙運動を円滑に遂行し、有権者に代表候補者の政見等を周知するために、告示以前において代表候補予定者に届出に必要な書類等の事前提出を求め、事前説明会を開催することができる。
4. 代表候補予定者は、前3項について、代表選管に協力しなければならない。
5. 党本部執行機関は、代表選管からの要請にもとづく場合を除き、代表候補者の選挙運動に関わることはできない。

(県連による党営選挙、予備的調査)

第20条

1. 県連は、地方選管と共同して、独自の党営選挙運動の機会を提供することができる。
2. 県連および総支部は、当該執行機関の決定にもとづき、予め当該県連または総支部に所属する党员およびサポーターの意向等を把握するための予備的調査（予備投票や電話調査など当該組織の執行機関で定める方法による調査、およびその結果の事前発表）を行うことができる。
3. 前項に要する経費は当該組織の負担とする。
4. 地方選管は、県連および総支部が第1項および第2項の党営選挙運動および予備的調査を行う場合には、公正性の担保、個人情報保護および流出防止、経費支出の抑制、選挙日程との整合性の確保等を図るため、厳正に監視し、必要な指導を行わなければならない。

(選挙運動費用)

第 21 条

1. 代表選管は、代表候補者の選挙運動費用の上限等について定めることができる。
2. 代表選管は、前項の定めを行った場合、すみやかに公告するものとする。

第 7 章 選挙の無効および不服の申し立て

(選挙の無効)

第 22 条

1. 代表選管は、有権者の確定において重大な瑕疵があった場合および選挙運動において重大な違反が行われた場合等、選挙の公正が著しく損なわれたと判断した場合には、選挙の無効を宣言することができる。
2. 前項の宣言は、両院議員総会の承認を得た後、効力を発生する。
3. 第 1 項の宣言が効力を発生した場合には、代表選管は、改めて代表選挙を行わなければならない。
4. 地方選管は、有権者の確定における瑕疵および選挙運動における違反を知った場合には、すみやかに代表選管に報告しなければならない。

(不服申し立て)

第 23 条

1. 本規則による代表選挙の手續に関して不服がある有権者は、事実を記した書面をもって、当該有権者の登録を所管する代表選管または地方選管に対して申し立てをすることができる。
2. 前項の申し立てがあった場合は、当該選管はすみやかに審査を開始し、必要な措置を決定しなければならない。
3. 地方選管の処分に不服がある有権者は、代表選管に不服を申し立てることができる。
4. 代表選管の処分に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

第 8 章 任期途中の代表選挙

(選挙日程)

第 24 条

1. 任期途中で代表が欠けた場合の代表選挙は、党規約第 12 条第 5 項及び第 6 項にもとづき実施する。
2. 任期途中選挙は、党規約第 12 条第 5 項にもとづき党员およびサポーターを含む選挙を行う場合は代表が欠けた日から60日以内に行う。党規約第 12 条第 6 項にもとづき臨時党大会あるいは両院議員総会で代表を選出する場合は代表が欠けた日から40日以内に行う。
3. 選挙日程(選挙期日および日程)は、常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得る。
4. 選挙日程の決定にあたっては、一定の選挙運動期間を設ける。
5. 代表選管は、両院議員総会において選挙日程が承認された日に、代表選挙の実施を公告する。

(代表候補者)

第 25 条

1. 代表候補者については、第 7 条から第 9 条までの定めによる。
2. 代表候補者が1名である場合には、臨時党大会または両院議員総会における承認をもって選挙に代える。

(有権者)

第 26 条

1. 党規約第 12 条第 5 項にもとづき、任期途中選挙において党员およびサポーターを含む選挙を行う場合の有権者は、以下の各号に定める者とする。
 - 一 選挙日程が両院議員総会で承認された日における政党助成法の届出にもとづく所属国会議員
 - 二 選挙日程が両院議員総会で承認された日における国政選挙の公認候補予定者
 - 三 選挙日程が両院議員総会で承認された日において党籍を有する地方自治体議員

四 直近の定時登録において党本部に登録された党员および日本国民のサポーター

2. 各有権者の投票、開票、決選投票および臨時党大会については、第10条から第17条の規定を準用する。

(任期途中選挙実施のための臨時党大会)

第27条

1. 党規約第12条第6項にもとづき任期途中の代表選挙を臨時党大会で行う場合の有権者は、以下の各号に定める者とする。
 - 一 選挙日程が両院議員総会で承認された日における政党助成法の届出にもとづく党所属国会議員
 - 二 選挙日程が両院議員総会で承認された日における国政選挙の公認候補予定者
 - 三 県連執行機関で選出され、代表選管が定める期日までに代表選管に登録された県連代議員各3名

第28条

1. 任期途中選挙実施のための臨時党大会は、常任幹事会の決定により招集する。
2. 前項の臨時党大会は、国会議員、公認候補予定者および県連代議員各3名によって構成する。
3. 臨時党大会における代表選挙以外の案件の議決は、多数決による。

(臨時党大会で行う任期途中代表選挙の投開票)

第29条

1. 臨時党大会で行う任期途中の代表選挙は、臨時党大会における国会議員、公認候補予定者および県連代議員各3名による無記名投票で行い、国会議員の投票は各2ポイントに換算し、その他の投票は1ポイントとする。
2. 代表選管は、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者を当選者と決定し、臨時党大会に報告する。

3. 代表候補者が3名以上立候補している場合であって、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者がいない場合には、第16条を準用し、国会議員および公認候補予定者の直接投票による決選投票を行い、当選者を決定する。

(代表解任の選挙実施)

第30条

1. 党規約第12条第11項にもとづく代表解任選挙は、本規則第11条から第17条および第26条の規定を準用する。
2. 代表解任選挙は、代表解任選挙の実施が議決された党大会から40日以内に行う。
3. 選挙日程は、常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得る。
4. 代表選管は、両院議員総会において選挙日程が承認された日に、代表解任選挙の実施を公告する。
5. 代表選管は、代表解任選挙の実施に必要な規程を定めることができる。
6. 代表解任選挙は、代表解任の可否についての有権者の投票により行う。
7. 投票の結果、代表解任の可否について各有権者の種類ごとに定められたポイントの総数の多少によって決定する。

(選挙運動等)

第31条

1. 任期途中選挙における選挙運動、選挙の無効および不服の申し立てについては、第18条から第23条までの規定を準用する。

(代表選管規程)

第32条

1. 代表選管は、任期途中選挙および代表解任選挙の実施に必要な規程を定めることができる。

附則

第1条

1. 本規則は、常任幹事会の定める日より施行する。

第2条

1. 本規則における公告の方法は、党公式サイト等への掲載等によるものとする。

第3条

1. 本規約にかかわらず、2019年9月末日までの間、共同会派に所属する国会議員で、本党所属議員でない者に、両院議員総会の決議に基づき、代表候補者の推薦人となること、代表選挙及び代表解任選挙における国会議員投票を行なうことの権利を付与することができる。